

老令福祉年金

寝たきりのお年寄りは65才から

70才からだれでも

老令福祉年金が

昭和36年4月から、掛金がともなう拠出制の国民年金が発足しました。この制度は、あらかじめ保険料を納めた人が老後の生活を安定させるためや、思わぬ事故や病気で障害者、母子世帯になつたときなどに、安心して生活をおくつていただくために設けられたものです。しかしこの制度ができたとき、すでに老令、障害、母子の状態にあつた人などは、全額国庫負担の無拠出制の年金、を受けられる仕組になつていました。

福祉年金は、70才以上の老人に支給する老令福祉年金、重度の障害者に支給する障害福祉年金、夫の死亡で母子世帯となつた人びとに支給する母子福祉年金、さらに準母子状態の世帯に支給する準母子福祉年金の4種類があります。

これらの年金は、すでに多くの人を受けています。明治43年4月1日以前に生れた人は、70才になると、どなたでも老令福祉年金を受ける資格ができます。この制度ができた当時の年令が、45才から55才までの人は、たとえ老令年金を受けるのに必要な受給資格期間の10年を満たさなくても、老令福祉年金が受けられるようになつています。

また、国民年金法が改正され、昨年11月からは、病気やケガのため日常生活にいちじるしい不自由をともなう老人(寝

たきり老人)は、65才から老令福祉年金が受けられるようになりました。

請求の手続きを 忘れずに…

現在、市内には老令福祉年金を受ける資格のある人は、約4500人います。しかし、年金を受ける資格がありながら、請

求手続きをしてない人もいます。

実際に年金を受けるには、市役所を通じて、県知事の裁定を受けなければなりません。この手続きをしないで、5年間をすぎてしまうと、せつかくの年金の受給権を失うこともあります。

今年は所得制限なども大幅に緩和されましたので、70才になつたときや、寝たきり老人の状態になつたときは、急いで請求手続きを行なつて下さい。

10月から年金額が増額

老令福祉年金は月2300円から3300円

福祉年金は、発足以来毎年改善されています。本年度はとくに老人福祉に重点をおく国の施策から、大幅な改善が行なわれました。

■年金額が増額

10月から大幅に年金額が増額されます。老令福祉年金は27,600円(月額2300円)から39,600円(3300円)。障害福祉年金は40,800円(3400円)から60,000円(5000円)。母子福祉年金は34,800円(2900円)から51,600円(4300円)になります。

■所得制限の緩和

本人や家族の所得が一定の額をこえた場合、その年の5月から翌年の4月まで支給が停止されます。しかし、所得額は物価や生活水準などを考え引き上げられます。

・老令、障害の受給権者で本人に所得のある場合

本人が扶養している親族の数	年間収入額	限度額
0人	598,000円	380,000円
1	754,000	505,000
2	924,000	640,000
3	1,092,000	775,000
4	1,246,000	910,000

・母子福祉年金で本人に所得のある場合

本人が扶養している親族の数	年間収入額	限度額
0人	1,340,000	995,750
1	1,490,000	1,130,750
2	1,640,000	1,265,750
3	1,790,000	1,400,750

・配偶者、扶養義務者に所得のある場合

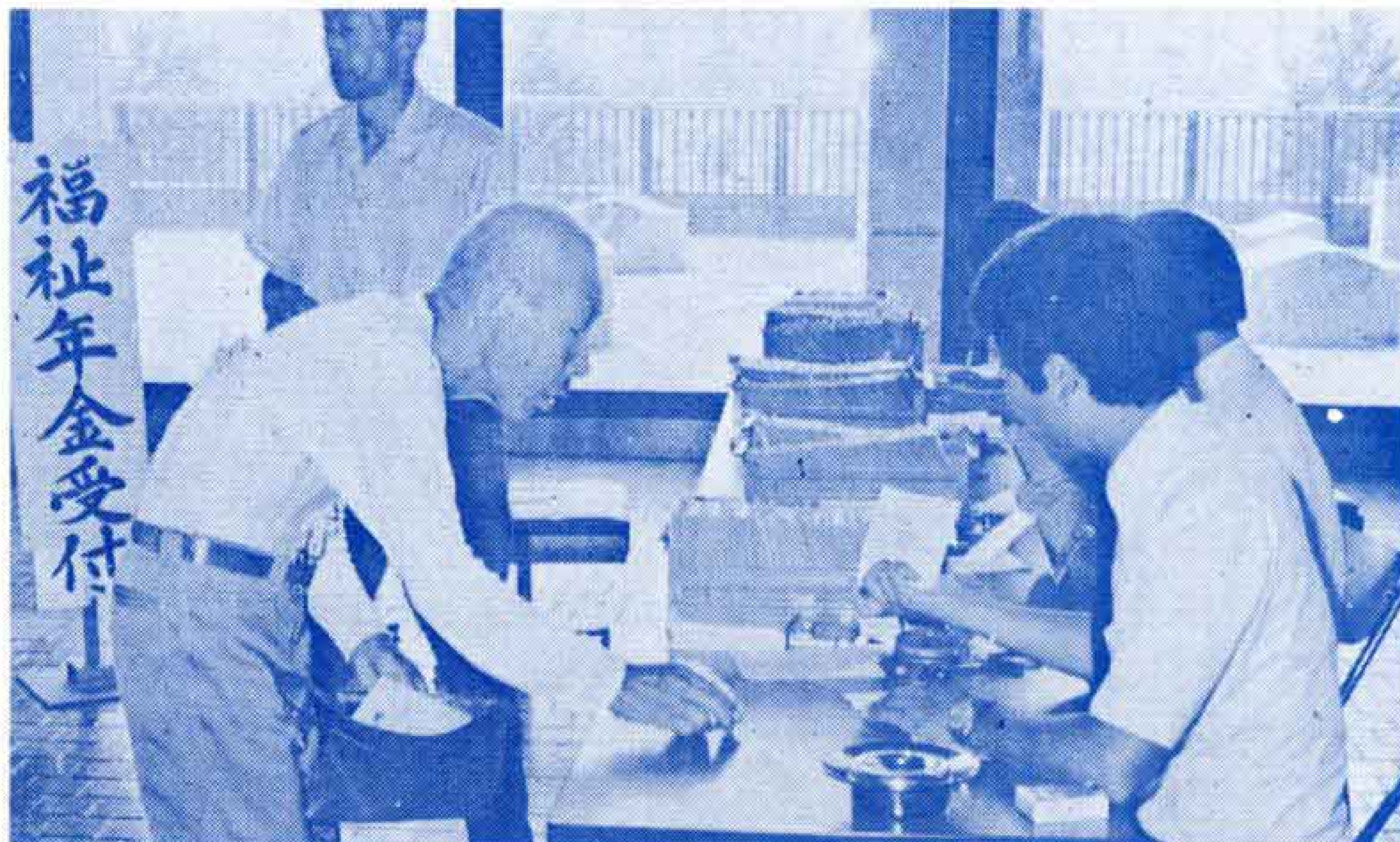
扶養親族の数	年間収入額	限度額
0人	1,706,000	1,323,625
1	1,922,000	1,518,625
2	2,072,000	1,653,625
3	2,215,789	1,788,625
4	2,357,895	1,923,625
5	2,500,000	2,058,625

■公的年金との併給制限の緩和

戦争公務による扶助料などを受けているときは、中尉までの旧軍人と、これに相当する軍属までは、全額支給されることになりました。

また、一般の公的年金(普通恩給、共済など)を受けているときは、その年金額と6万円(年金法の限度額)との差額が支給されるようになりました。

年金についてのご相談は、市民部年金課(電51-0123・内線260~264)へ。



【年に一度はかならず手続きを】